

作新学院大学学則（抜粋） 第1条

（目的）

第1条 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に則り、時代の変化に対応して自らを常に新たにする能動的人間の育成を目指す「作新民」を建学の精神とし、組織と人間に関する幅広い教養と実践的な専門性を授け、もって持続可能な社会の創造に挑戦し、未来を切り拓く人材を育成することを目的とする。

2 第5条の規定より設置する学部・学科の教育研究上の目的は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）経営学部経営学科

経営学部経営学科は、経営資源（人・モノ・カネ・情報）のマネジメント及び研究開発・生産・販売・マーケティング等の経営プロセスを実践的に理解するとともに、幅広い見識とグローバルな視点から、各方面と協働し、イノベーションを起こして新たな価値を創出する共創力を発揮し、もって地域社会を支えうる人材を育成することを目的とする。

（2）経営学部スポーツマネジメント学科

経営学部スポーツマネジメント学科は、スポーツを自ら体験しつつ、スポーツを「する（play）」、「みる（watch）」だけでなく、スポーツを「支える（support&management）」視点に立って事業としても持続可能となるスポーツの振興及びスポーツビジネスをマネジメントし、もって地域の活性化に寄与できる人材を育成することを目的とする。

（3）人間文化学部発達教育学科

人間文化学部発達教育学科は、小学校教員養成を主たる目的とし、さらに小学校教諭一種免許を基礎免許とした、小学校教諭一種免許状と特別支援学校教諭一種免許状、または小学校教諭一種免許状と中学校・高等学校教諭一種免許状（国語）を取得し、もって地域社会の初等教育・特別支援教育・中等教育に貢献する人材を育成することを目的とする。

（4）人間文化学部心理コミュニケーション学科

人間文化学部心理コミュニケーション学科は、臨床心理士および公認心理師等の心理職養成に関連した学問領域を修め、さらに心理学と、コミュニケーションツールとしての「社会学・言語文化」を修得し、もって地域のソーシャルサービスを担える人材を育成することを目的とする。